

第三者からの情報取得手続事件の申立てについて

仙台地方裁判所第4民事部不動産執行係

令和2年4月1日から改正民事執行法が施行され、第三者から債務者の財産に関する情報を取得する手続が新設されました。

宮城県内に住んでいる債務者について、この第三者からの情報取得手続の申立てをする場合には、すべて仙台地方裁判所（本庁）に行ってください。県内各支部では、この申立てに係る事件を取り扱っておりません。